供給自己35次

平成28年7月 京都市職員共済組合

222-3240 庶務係 年金係 3239 保健係

目 次

1	平成27年度決算が承認されました・・・・・・・・・・・・P. 1~4
2	標準報酬月額の定時決定(9月)について・・・・・・・・・・・P. 4~5
3	標準報酬等級表の一部変更について・・・・・・・・・・・・P. 5
4	厚生年金保険料率の改定について・・・・・・・・・・・・・P. 6
5	インターネットでご自身の年金情報をご覧いただけます・・・・・・・・P. 6~7
6	国民年金第3号被保険者資格取得及び喪失の届出について・・・・・・・P. 8
7	平成27年度保健事業の実施状況について・・・・・・・・・・・P. 9~12
8	医療費から見たがんの状況について~がん検診を受けましょう~・・・・・P. 12
9	特定健診・特定保健指導を健康づくりにご活用ください・・・・・・・・・・・・・ 13
10	扶養状況調査を実施しています・・・・・・・・・・・・・・・・P. 14
11	社会保険の適用拡大について【平成28年10月から】・・・・・・・・P. 15
12	接骨院等の適正な受診について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 15~16

1 平成27年度決算が承認されました

平成28年6月28日に開催された第140回組合会において,共済組合の平成27年度 決算が承認されましたので,概要をお知らせします(グラフ中の「%」は損失金又は利益金を 含んだ収入,又は支出総額に占める割合)。

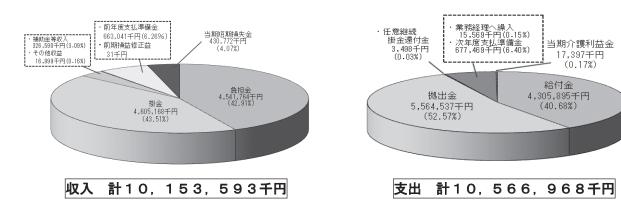
【1 短期経理(医療保険)】

短期経理では、組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡及び災害等の給付を行っています。

収入総額は101億5,359万円で,主な内訳は,京都市など事業主からの負担金が45億4,176万円,組合員(任意継続組合員を含む。)の皆様の掛金が46億517万円となっております。一方,支出は、健康保険の保健給付や育児休業手当金・傷病手当金等の休業給付など給付金が43億590万円,高齢者医療制度や介護保険制度等への拠出金が55億6,454万円で、支出総額は105億6,697万円となっています。

介護保険に係る勘定については、過去からの累積赤字を解消し、1、740万円の黒字となりましたが、医療保険に係る勘定については、医療費や高齢者医療制度への拠出金が依然として高水準で推移しているため、4億3、077万円の赤字となり、積立金を取り崩すことにより対応いたしました。

今後、医療費の伸びや拠出金の増加により、財政状況がますます厳しくなっていくことが想定 され、ひいては、組合員の皆様や事業主から頂く掛金及び負担金の額に影響してきます。組合員 の皆様におかれましては、当組合の安定的な財政運営また掛金率等の上昇抑制のためにも、適正 な医療機関の受診やジェネリック医薬品の積極的な利用等にご協力をお願いいたします。



【2 長期経理】

当共済組合を含む指定都市共済組合は、平成26年12月に全国市町村職員共済組合連合会(以 下「連合会」という。) に加入し、被用者年金制度が一元化された平成27年10月からは長期給 付事業(年金給付)については連合会が行うことになりました。このため、10月1日付で資産 を連合会に移管しましたので、平成27年9月末日における決算となっています。

収入総額は120億1,248万円で,主な内訳は京都市等の負担金が54億8,891万円, 組合員の皆様の掛金が37億639万円、追加費用が20億6、899万円、基礎年金交付金が 3億6,756万円,運用収入が3億7,254万円となっています。一方,支出総額は156 億6,515万円で、主な内訳は年金給付が120億8,724万円、基礎年金拠出金が35億 5,740万円となっています。

なお、収入と支出の差額36億5、266万円については、長期給付積立金から取り崩してお り、平成27年9月末時点の積立金142億404万円を全額、連合会に移管いたしました。

		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
組合員数(A)	[人]	13, 734	13, 688	13, 635	13, 775	13, 718
年金受給権者数	[人]	16, 896	17, 135	17, 100	17, 227	17, 477
うち退職共済年	 金等					
受給権者数(B)	[人]	11, 140	11, 283	11, 042	11, 104	11, 166

81.0

80.6

81.4

組合員・年金受給権者数等

成熟度・・・組合員と退職共済年金等受給権者(在職20年以上であった者)の人数の割合を示した数値のこと

82.4

81.1

【3 厚生年金保険経理】

[%]

成熟度(B/A)

厚生年金保険経理は、平成27年10月からの被用者年金一元化により、共済年金が厚生年金 に統一されたことから、厚生年金の事務に係る経理として新設されたものです。

収入総額は、事業主からの負担金や組合員の皆様の保険料による101億9、903万円とな っています。この同額を連合会に拠出し、連合会が他の共済組合からの拠出金と併せて、退職者 への厚生年金の給付、将来への積立金、事務費等に充当しています。

【4 退職等年金経理】

退職等年金経理は、被用者年金一元化により新設された「年金払い退職給付」に係る経理です。 収入総額は、事業主からの負担金や組合員の皆様の掛金による7億1,552万円となっております。厚生年金保険経理と同様、この同額を連合会に拠出し、連合会が他の共済組合からの拠出金と併せて、年金払い退職給付、将来への積立金、事務費等に充当しています。

【5 経過的長期経理】

経過的長期経理は、平成27年9月までに決定された公務障害・遺族年金の給付に係る経理で、 費用は全額を地方公共団体が負担しています。

収入は、事業主からの負担金1,268万円となっており、厚生年金保険経理及び退職等年金 経理と同様、この同額を連合会に拠出しています。

【6 業務経理(事務費)】

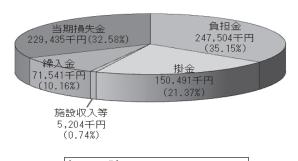
業務経理は、短期及び長期給付(厚生年金・退職等年金給付)に係る事務費を管理・執行する 経理です。この経理の費用は、京都市等の負担金と短期及び長期経理からの繰入金、連合会の交 付金によって賄われています。

京都市等からの負担金8,408万円,短期及び長期経理からの繰入金2,803万円,連合会からの交付金455万円などを合計した収入総額は1億1,709万円となっています。支出は、図書印刷費・郵送料等の事務費1,349万円,システム等の委託費5,107万円,連合会への分担金3,882万円等となっており、総額1億1,935万円となっています。収入と支出の差額 \triangle 227万円は、積立金を取り崩すことにより対応いたしました。

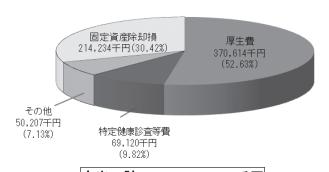
【7 保健経理(保健事業)】

保健経理では、組合員の健康の保持増進を図ることを目的に、特定健康診査・特定保健指導、 人間ドック・脳ドック・各種がん検診、職員相談室、スポーツ施設、歩こう会などの事業を行っ ています。

京都市等からの負担金2億4,750万円,組合員の皆様の掛金1億5,049万円,施設収入(職員相談室の運営に係る委託料)等520万円,貸付経理からの繰入金7,154万円を合計した収入総額は4億7,474万円となっています。支出は,各種検診事業やえらべる倶楽部を実施するための厚生費3億7,061万円,特定健康診査等費が6,912万円,保養所きよみずの無償譲渡に伴う固定資産除却損2億1,423万円等となっており,総額7億418万円となっています。収入と支出の差額△2億2,944万円は積立金を取り崩すことにより対応いたしました。



収入 計474,740千円



支出 計704, 175千円

【8 貸付経理(貸付事業)】

貸付経理では、組合員の臨時(住宅、住宅災害、高額医療及び出産)の支出に対する貸付を行っており、平成27年度の貸付実績については、以下のとおりとなっております。

	住宅貸付	高額医療貸付	出産貸付
貸付件数 (件)	5	0	0
貸付金額 (千円)	29,000	0	0

2 標準報酬月額の定時決定(9月)について

現在,共済組合では、掛金及び負担金等並びに給付額の算定基礎として,毎年9月から適用される標準報酬月額の定時決定作業を進めています。

定時決定では、4月~6月の3箇月間に支給された報酬の総額(期末勤勉手当等を除く。)に対し、 その月数で除して得た額を「報酬月額」とし、その額を標準等級表に当てはめて、標準報酬月額を決 定します。

4	月の報酬	5)	月の報酬	6月の報酬		
	実際の手当		実際の手当		実際の手当	
給料	(扶養手当,	給料	(扶養手当,	給料	(扶養手当,	
ボロイギ	時間外勤務手当,		時間外勤務手当,		時間外勤務手当,	
	通勤手当等)		通勤手当等)		通勤手当等)	

4月~6月の報酬の平均額 = 報酬月額



標準報酬月額

等級表に当てはめる

○定時決定における保険者算定について

定時決定において,算定結果が著しく不当となる場合は,下記要件の①~③の全てに該当することを条件に,年間報酬(平成27年7月から平成28年6月までの総報酬(期末勤勉手当等除く。))の平均によって標準報酬月額を再算定(保険者算定)します。

- ①組合員が再算定に同意していること。
- ②「平成27年7月から平成28年6月までの年間報酬の平均に基づき算定される標準報酬月額」と「平成28年4月~6月の報酬に基づき算定される標準報酬月額」との間で2等級以上の差があること。
- ③平成28年4月~6月の期間中に報酬が変動する原因が、業務の性質上、毎年発生するものであること。

平成27年7月の報酬

実際の手当

給料 (扶養手当, 時間外勤務 手当,通勤手当等)

平成28年6月の報酬

実際の手当

₹ 給料 (扶養手当, 時間外勤務 手当,通勤手当等)

前年7月~当年6月の報酬の平均額 = 報酬月額

※詳細については、今月に別途お送りしている通知を ご確認ください。



前述の①~③の全てに該当する場合は、 こちらが適用されます。

標準報酬等級表の一部変更について 3

現在適用されている標準報酬等級表の一部が,平成28年10月から以下のとおり変更されます。 厚生年金保険で適用される標準報酬等級表について、下限が1等級増設されるため、短期(健康 保険・介護保険)で適用される等級との間に1等級の差が生じます。

(単位:円) 〈標準報酬等級表〉

等	等級標準報酬		井口 파川 口 夕石	等級 標準報		標準報酬	부모표씨 다 성급	等級		標準報酬	부만표씨 FD 경공
短期	厚年	月額	報酬月額	短期	厚年	月額	報酬月額	短期	厚年	月額	報酬月額
	1	88, 000	(厚年のみ) 93,000 未満	16	17	260, 000	250,000 以上 270,000 未満	32		680, 000	665,000 以上 695,000 未満
1	2	98, 000	(厚年) 93,000 以上 101,000 未満 (短期)101,000 未満	17	18	280, 000	270,000 以上 290,000 未満	33		710, 000	695, 000 以上 730, 000 未満
2	3	104, 000	101,000 以上 107,000 未満	18	19	300,000	290,000 以上 310,000 未満	34		750, 000	730, 000 以上 770, 000 未満
3	4	110,000	107,000 以上 114,000 未満	19	20	320, 000	310,000 以上 330,000 未満	35		790, 000	770,000 以上 810,000 未満
4	5	118,000	114,000 以上 122,000 未満	20	21	340, 000	330,000 以上 350,000 未満	36		830, 000	810,000 以上 855,000 未満
5	6	126,000	122,000 以上 130,000 未満	21	22	360, 000	350,000 以上 370,000 未満	37		880, 000	855,000 以上 905,000 未満
6	7	134, 000	130,000 以上 138,000 未満	22	23	380, 000	370,000 以上 395,000 未満	38		930, 000	905,000 以上 955,000 未満
7	8	142, 000	138,000 以上 146,000 未満	23	24	410, 000	395,000 以上 425,000 未満	39		980, 000	955, 000 以上 1, 005, 000 未満
8	9	150, 000	146,000 以上 155,000 未満	24	25	440, 000	425,000 以上 455,000 未満	40		1, 030, 000	1,005,000 以上 1,055,000 未満
9	10	160,000	155,000 以上 165,000 未満	25	26	470, 000	455,000 以上 485,000 未満	41		1, 090, 000	1, 055, 000 以上 1, 115, 000 未満
10	11	170,000	165,000 以上 175,000 未満	26	27	500, 000	485,000 以上 515,000 未満	42		1, 150, 000	1, 115, 000 以上 1, 175, 000 未満
11	12	180,000	175,000 以上 185,000 未満	27	28	530, 000	515,000 以上 545,000 未満	43		1, 210, 000	1, 175, 000 以上 1, 235, 000 未満
12	13	190,000	185,000 以上 195,000 未満	28	29	560,000	545,000 以上 575,000 未満	44		1, 270, 000	1, 235, 000 以上 1, 295, 000 未満
13	14	200, 000	195,000 以上 210,000 未満	29	30	590, 000	575,000 以上 605,000 未満	45		1, 330, 000	1, 295, 000 以上 1, 355, 000 未満
14	15	220, 000	210,000 以上 230,000 未満	30	31	620, 000	(厚年) 605, 000 以上 (短期) 605, 000 以上 635, 000 未満	46		1, 390, 000	1,355,000 以上
15	16	240, 000	230,000 以上 250,000 未満	31		650, 000	635,000 以上665,000 未満		※厚	生年金で適	用される等級は

31 等級までです。

4 厚生年金保険料率の改定について

平成28年9月に厚生年金保険の保険料率が以下のとおり改定されます。

(単位:千分比)

	現行	平成28年9月~	平成29年9月~	平成30年9月~	
保険料率 (※)	86.39	88. 16	89. 93	91.50	

※厚生年金保険料は組合員と事業主が折半で負担します。表中の率は折半後(1/2)の率です。

◆地方公務員共済組合連合会からのお知らせ◆

本年10月から退職等年金給付に係る基準利率及び終身年金現価率 並びに有期年金現価率の値が変わります。

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。 今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

http://www.chikyoren.or.jp/(地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの、「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

5 インターネットでご自身の年金情報をご覧いただけます

インターネットでご自身の年金情報をご覧いただけるホームページ「地共済年金情報Webサイト」が、被用者年金制度の一元化を踏まえて新たに開設されました。

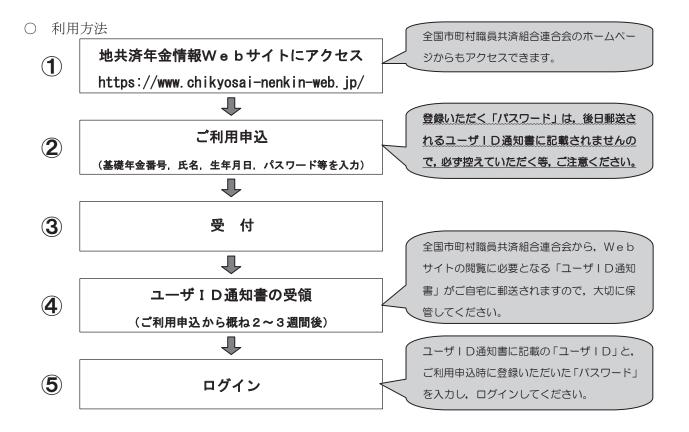
地共済年金情報Webサイト https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/

○ ご利用いただける方

組合員(62歳以上の方及び老齢厚生年金又は退職共済年金の支給を決定済みの方は除く。)

- ※ ご退職された後も、老齢厚生年金の支給を決定するまでの間はご利用いただけます。
- ※ ご退職時に特定の消防職員である場合,支給開始年齢の特例が適用されることがありますが、本ホームページにより提供する年金情報では特例を適用していませんので、あらかじめご了承ください。
- 閲覧できる内容
 - ①年金加入履歷·加入期間, ②保険料納付額, ③標準報酬月額等,
 - ④年金見込額, ⑤給付算定基礎額残高履歴
 - ※ ご覧いただける年金情報は、公務員共済期間についてのものとなります。
 - ※ 年金見込額は、確認時点の就業状態、給与額、賞与額等をベースに法律で定められた年齢での年金受給 額等を試算しているため、実際の金額とは異なります。

利用可能時間24時間(サーバーのメンテナンス時を除く。)



なお、<u>後</u>前の地共済年金情報Webサイトで利用されていたユーザ I D及びパスワードは失効しておりますので、再度、ご利用申込をしていただく必要があります。

また、インターネットを利用できない方については、当組合が年金額の試算等を行いますので、 ご希望の場合は当組合年金係(**☎**075-222-3240)までご連絡ください。

Webサイトの内容等のお問合せについては、全国市町村職員共済組合連合会の相談窓口へお願いします。

● 相談窓口(Webサイト用)

全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課 **☎**03-5210-4607 (9時~17時, 土・日・祝日を除く。)

6 国民年金第3号被保険者資格取得及び喪失の届出について

~健康保険の扶養認定とは別に届出が必要です~

組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者については、国民年金法により、国民年金第3号被保険者となりますので、共済組合の被扶養配偶者の認定と同時に日本年金機構へ共済組合を経由して届け出ることとされています。その認定及び取消(死亡・収入増(就職先で厚生年金に加入する場合を除く)・離婚)の場合は、国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)届もしくは国民年金第3号被保険者・被扶養配偶者非該当届(いずれも同一の様式です。)を所属の庶務担当者を通じて当組合へ提出してください。様式は、当組合ホームページの申請書類一覧からダウンロードできます。

<u>なお、この届出を忘れると、将来、年金の受給ができなくなることがありますので、必ず提出してください。</u>

被扶養配偶者に該当する条件は、組合員により主として生計を維持されていること、及び次のいずれにも該当した場合です。

年間収入(※)130万円未満(障害年金受給者の場合は,年間収入(※)180万円未満)かつ

同居の場合 … 収入が組合員の収入の半分未満

別居の場合 … 収入が組合員からの仕送り額未満

※ 年間収入とは、過去における収入のことではなく、被扶養配偶者に該当する時点及び認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。(給与所得等の収入がある場合、月額108,333円以下。雇用保険等の受給者の場合、日額3,611円以下であること。)

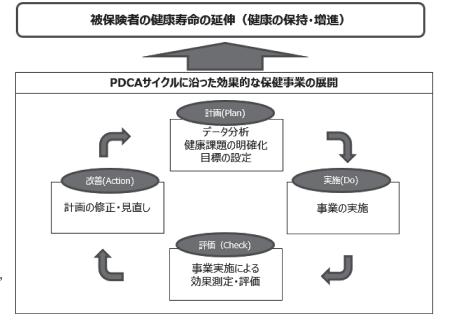
また、被扶養配偶者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金 や出産手当金も含まれますので、ご注意ください。

7 平成27年度保健事業の実施状況について

京都市職員共済組合では、平成27年3月に「京都市職員共済組合データへルス計画」(以下、「データへルス計画」という。)を策定し、PDCAサイクル(※)に沿った保健事業を継続的に展開することで、組合員及び被扶養者の皆様の自主的な健康増進、疾病予防の取組を支援し、健康寿命の延伸・医療費の適正化を目指しています。

この度、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルにおける「評価(Check)」として、平成27年度保健事業の実施状況についてとりまとめましたので、主なものを抜粋してご紹介します。

なお、実施状況全体及びデータヘルス計画については、 京都市職員共済組合のホームページに掲載していますので、 ご覧ください。



※ PDCAサイクル:事業活動におけるマネジメント手法の一つで、計画 (Plan) →実施 (Do) →評価 (Check) →改善 (Action) という4段階を繰り返し実施することで、業務等を継続的に点検・改善し、実効性を高めていくもの。

各種セミナー

健康意識の醸成のため、組合員を対象に、メンタルヘルスや健康づくりをテーマとしたセミナー を開催しました。

【実施状況】

- ・メンタルヘルスセミナー: 7/24 開催, 57 人参加
- ・ウォーキングセミナー: 9/30 開催, 62 人参加
- 生活習慣改善セミナー: 2/26 開催、61 人参加

【新たな取組等】

- ・医療費削減効果が見込める生活習慣病対策として「ウォーキングセミナー」を初開催。
- 「生活習慣改善セミナー」を特定保健指導未受診者でリスクが高い方を対象に開催。

【課題等】

- ・「生活習慣改善セミナー」への参加が特定保健指導を受けることに繋がるようにする。 【平成 28 年度推進方針,新たな取組】
- ・「生活習慣改善セミナー」を特定保健指導の初回面談も兼ねて開催。

ジェネリック医薬品の利用促進

薬剤費の縮減のため、現在使用している先発医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた場合の差額を記載した通知を配布するほか、ジェネリック医薬品の利用促進に向けた各種啓発を行いました。

【実施状況】

- ・差額通知の配布:9月993人,2月:1,004人
- ・被扶養者の新規認定時等、新たに保険証を発行する際に、ジェネリック医薬品希望シールを配布。
- ・医療費通知(3月),共済組合ニュース(3月),職員相談室だより(3月)に啓発記事を掲載。
- ・共済組合ホームページに啓発ページを開設。

【新たな取組等】

- 共済組合が発行するあらゆる広報物に啓発記事を掲載するなど広報を強化。
- ・利用率の向上: 平成 26 年度 48.9%→平成 27 年度 54.4% (速報値)

【課題等】

- ・平成30年度からの「医療保険者のインセン ティブ改革」において、ジェネリック医薬品 利用率が指標となる可能性大。
- ・利用率が全保険者平均 56.2% (平成 27 年 9 月 薬価調査の集計値)よりも低い。

【平成28年度推進方針,新たな取組】

・パンフレット及び希望シールの全職場での回覧 を実施。

「医療保険者のインセンティブ改革」とは…

医療保険者が予防・健康づくり等の取組を積極的に推進するよう、インセンティブを付与する仕組みの導入が予定されています。具体的には、後期高齢者医療制度を支えるために各医療保険者が負担する支援金の加算・減算について、複数の指標を設定し、その達成状況に応じて額を決定する仕組みへの見直しが平成30年度に行われる予定です。医療保険者が取り組むべき指標については、現在厚生労働省において検討されているところであり、特定健診・保健指導の実施、ジェネリック医薬品の普及促進等の指標化が予想されます。

人間ドック、脳ドック、総合がん検診、郵送がん検診

健康状態の把握,疾病の早期発見・治療のため,18歳以上の組合員・被扶養者を対象に各種検診 を実施しました。

【実施状況】

・利用者数:人間ドック8,346人(節目健診含む),脳ドック1,413人, 総合がん検診【基本型】265人【充実型】139人,郵送がん検診329人

【新たな取組等】

- ・全ての検診において, 利用者が増加。
- ・ (総合がん検診・郵送がん検診) 「共済組合ニュース」において、当組合におけるがん羅患の特性についての記事を掲載するなど啓発を強化。

【課題等】

- ・ (人間ドック) より利用しやすい環境を構築することによる利用者の増加を図り、特定健診受診率の向上に繋げる。
- ・ (人間ドック・脳ドック) 利用者が多いことは望ましいが、多額の経費が必要。
- ・(総合がん検診・郵送がん検診)平成30年度からの「医療保険者のインセンティブ改革」において、がん検診をはじめとする各種検診の実施状況が指標となる可能性大。

【平成28年度推進方針,新たな取組】

・募集要項・申込書の電子化及び健診機関毎に申込書を仕分ける際の電子仕分けの導入。 (利用環境の向上, 印刷経費の縮減, 事務に係る負担の軽減を図る。)

特定健康診査

メタボリックシンドロームに注目した健康状況の把握及びリスク者のスクリーニングのため、40歳以上の組合員・被扶養者を対象とした健診を実施しました。(人間ドック及び定期健康診断を受診の方は受診項目に特定健診が含まれます。被扶養者及び任意継続組合員で人間ドックを受診しない方には無料受診券を配布しました。)

【実施状況】

- ・受診者数:9,976人(速報値)
- ・受診率: 79.0% (9,976人/12,621人) (速報値)
- ・無料受診券配布(7月)
- ・10 月末時点で未受診の被扶養者に受診勧奨通知を送付(11月)。
- ・共済組合ニュース(3月)に記事掲載。

【課題等】

- ・平成30年度からの「医療保険者のインセンティブ改革」において、特定健診受診率が指標となる 可能性大。
- ・受診率の低下:平成 26 年度 80.6%→平成 27 年度 79.0% (速報値) ※低下しているものの,全医療保険者平均(平成 25 年度 47.6%)と比較すると高い状況。
- ・組合員に比べ、被扶養者及び任意継続組合員の受診率が低い。 (組合員 94.9%、被扶養者及び任意継続組合員 44.9%)

【平成28年度推進方針,新たな取組】

- ・京都市がんセット検診の会場において当組合の無料受診券が利用できるようにする。
- ・未受診の方への受診勧奨通知について、被扶養者だけでなく任意継続組合員にも配布。

特定保健指導

メタボリックシンドロームの改善と予防のため、特定健康診査の結果、積極的支援及び動機付け 支援に該当した方に対し、生活習慣改善に向けた保健指導を実施しました。

【実施状況】

- ・初回面談実施者数:321人(速報値)
- ・実施率:12.7% (速報値) ※現時点で整っているデータのみを用いて計上しており、今後変動する。
- ・対象者へ通知を送付(12月,2月)。
- ・共済組合ニュース(7月)に記事掲載。

【新たな取組等】

・特定保健指導未受診者でリスクが高い方を対象に「生活習慣改善セミナー」を開催。

【課題等】

- ・平成30年度からの「医療保険者のインセンティブ改革」において、特定保健指導実施率が指標となる可能性大。
- ・実施率が全医療保険者平均(平成25年度17.7%)よりも低い。

【平成28年度推進方針,新たな取組】

- ・「生活習慣改善セミナー」を特定保健指導の初回面談も兼ねて開催。
- ・個別契約している対象施設を拡大。
- ・京都市立病院において、職場巡回型指導を実施。
- 対象者への通知送付時期の早期化。

〈平成28年度以降実施予定の保健事業〉

このように、平成27年度も各種保健事業を展開した一方で、循環器系疾患や薬剤支給の増加等により、平成27年度の短期経理における保健給付金は平成26年度より増加しました。この状況を改善し、更なる医療費の適正化を目指すべく、平成28年度以降、以下の事業を新たに実施する予定です。

重症化予防

循環器系疾患,糖尿病等の重症化予防,ひいては医療費の適正化のため,リスクの高い方をレセプト・健診データから分析・抽出し,生活習慣の改善を目的とした保健指導を平成28年度から実施します。

受診勧奨

循環器系疾患,糖尿病等の早期受診・治療,ひいては医療費の適正化のため,治療を要するにも関わらず未受診又は受診を中断している方をレセプト・健診データから分析・抽出し,受診勧奨指導を平成28年度から実施します。

適正受診の推進

類回・重複等の不適切な受診の是正による医療費の適正化のため、不適切な受診行動が見られる 方をレセプトデータから分析・抽出し、適正受診を促す通知を平成28年度から送付します。

予防・健康づくりに向けたインセンティブの提供

「健康無関心層」を含め、被保険者全員が、予防・健康づくりの取組を実践・継続していくための第一歩を踏み出すきっかけとなるよう、「ヘルスケアポイント」等を用いたインセンティブの提供を平成29年度以降実施します。

8 医療費から見たがんの状況について~がん検診を受けましょう~

平成27年度における京都市職員共済組合の医療費総額を疾病分類ごとに見てみると、がん(悪性新生物)を含む「新生物」は、19分類中、第1位の「呼吸器系疾患(気管支炎や上気道炎、肺炎などの風邪の関係やアレルギー性鼻炎等)」446,891,720円(14.61%)に次ぐ第2位382,192,270円(12.49%)となっています。また、受診者1人当たりの医療費も月額60,752円で第4位と、がんによる医療費の負担は大きくなっています。

私たちの命と健康をおびやかすだけでなく、その治療に多額の医療費を要するがんは、早期発見 することがとても重要です。

共済組合では、人間ドックはもとより、胃がん、大腸がん、子宮頚がん、肺がん、乳がん、前立腺がん、それぞれのがん検診をご用意しています。自宅で手軽に受診できる「郵送がん検診」と体の気になる部分だけを選んで受診できる「総合がん検診【基本型】」については各検査700円(「総合がん検診【基本型】」を複数検査する場合の自己負担の上限は2,000円)で、また、定期健康診断と組み合わせることで人間ドック並の検査となる「総合がん検診【充実型】」については5,000円で受診可能です。

今年度の「郵送がん検診」の一斉募集は終了しましたが、「総合がん検診」については、9月下旬 ~10月上旬に募集を行う予定ですので、ぜひご利用ください。

9 特定健診・特定保健指導を健康づくりにご活用ください

共済組合では、「心臓病」「脳卒中」「がん」などを引き起こすメタボリックシンドロームの早期発 見を目的とした特定健康診査(特定健診)について、40歳以上の方を対象に実施しています(職 員の方は定期健康診断や人間ドックで実施)。

8月初旬には、40歳以上の被扶養者及び任意継続組合員の方を対象に特定健診の受 **診券を配布**します。受診券を利用することで,ご近所の診療所などで健診を**無料で**受診すること ができます。

また、特定健診の結果、生活習慣の改善が必要な方に対しては、特定保健指導を実施します。特 定保健指導では、まず初めに面接を行い、医師や管理栄養士、保健師などの専門家とともに、お一 人お一人のライフスタイルに合った健康づくりの方法を考えます。そして半年後、取組の成果を専 門家とともに振り返ります。対象になられた方は、積極的にご利用ください。

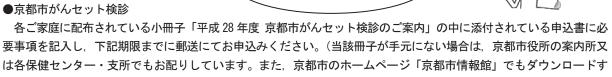
☆ 「京都市がんセット検診」の会場でも特定健診が受診で

京都市民の方については、今年から「京都市がんセット検診」の会場でも特定健診が受診できるようになりました。 受診には事前申込が必要です。(職員の方は、定期健康診断や人間ドックで特定健診を実施しているので、特定健診 の同時受診はできません。)

【申込方法】

●京都市がんセット検診

京都市にお住まいの方は. 「がんセット検診」と一緒 に特定健診を受けよう!



※お申込みいただいた方には、申込期限後に京都予防医学センターから順次、検診日時等の案内をお送りします。

●特定健診の受診申込(職員については対象外)

京都市がんセット検診

検索

京都予防医学センター特定健診係(電話811-9131)まで、実施日の2週間前までにお電話ください。

【会場・実施日等】

会場	定員	実施日	がんセット検診申込期限											
	人 只	大池 日	(当日消印有効)											
京都エミナース		11月1日(火)												
(西京区大原野東境谷町 2-4)		2日(水)	9月30日(金)											
		11月10日(木)	9月00日(並/											
京都市役所前広場	各日	11 日(金)												
(中京区上本能寺前町 488)	200名	12月4日(日)												
(十次区工本配守前間 100)		200 1	200 1	200 -	200 -	200 -	200 -	200 1	200 1	200 1	200 1	200 1	15 日 (木)	
		17日(土)	10月31日(月)											
パルスプラザ		12月19日(月)												
(伏見区竹田鳥羽殿町 5)		20 日(火)												
西陣織会館	150 名	1月19日(木)	11月30日 (水)											
(上京区堀川通今出川下ル西側)	100 10	1万19日(水)	11万00日(水)											

「京都市がんセット検診」の詳細については、保健福祉局保健衛生推進室保健医療課(電話222-3419)までお問い 合わせください。

10 扶養状況調査を実施しています

当組合では、年に一度、組合員の被扶養者となっている方が、現在も被扶養者としての要件を満たしているかを確認するため、扶養状況調査を行っています。

共済組合の運営は皆様お一人お一人の保険料で成り立っていることから、被扶養者の実態を正しく把握することで、負担と給付の公平性を確保しています。

ご提出いただきました調査票を確認後,再調査をさせていただく場合がございます。対象となる 方には引き続き,ご協力のほどよろしくお願いします。

調査対象者(以下の条件をいずれも満たす被扶養者)

- ◇ 認定年月日が平成27年12月31日以前である方
- ◇ 平成28年6月1日時点で、引き続き認定を受けている方
- ◇ 平成28年4月1日時点で、満18歳以上の方

調査票がお手元にある方は、 速やかにご提出ください。



☆よくある質問に収入の平均月額の考え方があります☆

就職やパート・アルバイトの収入がある場合,

認定基準額の変動にご注意ください。(収入が年額130万円未満・月額108,334円未満でなければ認定できません。)

(例) 4月の収入 70,000円 5月の収入 110,000円 6月の収入 90,000円 7月の収入 130,000円 A:4月~6月の平均月収 90,000円

B: 5月~7月の平均月収 110,000円

A:90,000 円<108,334 円 → 基準内のため、継続して被扶養者のままです。

B:110,000円≥108,334円 → 削除の申請が必要です。

(上記の例の場合,7月分の給与支払日の翌月1日が削除日になります。)

11 社会保険の適用拡大について【平成28年10月から】

平成28年10月から、社会保険の適用対象が拡大されることにより、現在組合員の被扶養者となっている方がパートやアルバイトをされている場合についても、以下の要件をすべて満たせば、勤務先の健康保険に加入することになります。勤務先で新たに健康保険証の交付を受けた被扶養者の方がいる場合は、必ず共済組合で扶養削除の申請をしてください。

<要件>

- ①従業員人数が501人以上の事業所
- ②週の所定労働時間が20時間以上であること
- ③雇用期間が1年以上見込まれること
- ④賃金の月額が8.8万円以上であること
- ⑤学生でないこと (学生は対象外)

※要件の詳細については、勤務先の健康保険の担当者にお問い合わせください。

12 接骨院等の適正な受診について

接骨院・整骨院(柔道整復師)や鍼・灸等での施術の受診については、下記の点についてご留意いただき、医療費の適正支給に向け、ご理解とご協力をお願いします。

1 負傷原因を正確に伝えましょう!

接骨院・整骨院等で受診する際、保険適用になる施術には範囲があります。

保険適用外の施術を受けた場合は、受診された組合員が施術料を全額負担することとなります ので、ご注意ください。

〇保険適用となる症状〇

- ●急性, 亜急性で外傷性の捻挫, 打撲, 挫傷
 - (例)•転倒打撲
 - スポーツでの捻挫
 - 重いものを持ったときに 生じた腰痛
- ●骨折,脱臼の応急処置 (2回目以降は,医師の同意が 必要)

×保険適用とならない場合×

- ●日常生活からくる疲れや単なる肩こり、腰痛症等
- ●スポーツや仕事, 家事などによる筋肉疲労
- ●打撲や捻挫が治った後のマッサージ等
- ●症状の改善が見られない長期にわたる漫然とした施術
- ●以前の骨折や捻挫などが治癒後に痛み出した場合
- ●過去の交通事故などによる後遺症(症状固定)
- ●リウマチや関節炎など神経性の筋肉や関節の痛み
- ●脳疾患後遺症などの慢性病
- ●椎間板ヘルニアなど医師が治療すべき病気
- ●負傷年月日や負傷原因が不明確で捻挫・挫傷との因果関係の はっきりしないもの

2 施術内容を確認しましょう!

接骨院・整骨院等が共済組合に施術料を請求する場合、「療養費支給申請書」という書類を共済組合へ提出することとなります。療養費支給申請書には、必ず組合員の皆様の内容確認と自筆の署名が必要になります。

申請書に記載されている施術部位、受診日数、一部負担金の額、負傷名、負傷原因に注意し、 内容を確認したうえで、署名をしてください。

3 照会文書への回答にご協力をお願いします!

共済組合では、接骨院・整骨院等で施術を受けられた方に照会文書を送付しています。

いただいた回答は、<u>接骨院・整骨院等から当組合への請求に間違いがないかを確認</u>するために活用しています。回答がないと、請求内容の確認ができず、医療費を適正に支給できない可能性があります。

なお、この確認は、請求内容に不明な点が見受けられた場合にのみ行うため、全ての受診者に 対して確認を行うものではなく、また、整骨院等への受診を抑制しようとするものではありませ ん。

4 「療養費のお知らせ(仮)」について

今年度から,接骨院等で保険適用になる施術を受診された方について,「療養費のお知らせ(仮)」を配布する予定です。このお知らせは,一年間に受けられた施術の状況をご確認いただき,今後の健康管理にお役立ていただくとともに,自身の受診状況と接骨院・整骨院等から当組合への請求が一致しているかを点検していただくものです。

なお,お知らせの送付については、受診回数の多い方や療養費請求の高い方など一定の条件を 満たす方を予定しており、接骨院等を受診された全ての皆様を対象とするものではありません。

文シェネリック医薬品をご活用ぐださい!

ジェネリック医薬品の活用は、家計の負担を軽くするとともに、共済組合が支出する医療費も節約できるため、皆様からいただく掛金の増加を抑えることに繋がります。

◎ジェネリック医薬品ってなに?

新薬の特許期間終了後,同じ成分で他の製薬会社が製造する医薬品で,

◎ジェネリック医薬品を使うには?

医師や薬剤師に気軽にご相談ください!

「言いづらい」「言い忘れてしまいそう」という方のために、組合員証やお薬手帳に貼り付けられる『ジェネリック医薬品希望シール』や、組合員証と同じ大きさの『ジェネリック医薬品希望カード』をご用意しています。ご希望の方は、共済組合(☎222-3239)までお問い合わせください。

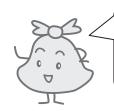


発行:京都市職員共済組合

住所:〒604-8571 中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

電話:075-222-3240 (庶務係・年金係)

3239 (保健係)



6 , # 25 · 12 · 14 · 15 · 14 · 15 · 14 · 15 · 14 · 15 · 14

この印刷物が 不要になれば <u>「雑がみ」</u>として 古紙回収等へ!